

登録電気工事業者 電気工事業更新登録の申請

電気工事業法に基づく登録の有効期限は5年です。引き続き電気工事業を営もうとする登録電気工事業者は、登録の有効期間満了までに下記の更新の登録申請をしなければなりません。

- ※有効期限を経過した場合は新規登録扱いとなりますので、ご注意ください。
 更新の登録申請は、有効期限のおよそ1ヶ月前に申請してください。
 なお、有効期限が土日祝日にあたる場合は、当該日前日が最終受付となります。

◆ 申請書類一覧表

個人の場合	法人の場合
・登録電気工事業者更新登録申請書(様式第2(第2条))	・登録電気工事業者更新登録申請書(様式第2(第2条))
・誓約書(施行規則2-2-1(個人))	・誓約書(施行規則2-2-1(法人))
・申請者の住民票等	・履歴事項全部証明書
【主任電気工事士を雇用する場合】 ・雇用証明書 ・誓約書(施行規則2-2-2(主任電気工事士)) ・主任電気工事士の住民票等	【主任電気工事士を雇用する場合】(役員除く) ・雇用証明書 ・誓約書(施行規則2-2-2(主任電気工事士)) ・主任電気工事士の住民票等
・既存の登録証 ※紛失の場合 ①登録証再交付申請書(様式第13(第9条)) ②手数料：徳島県収入証紙 ¥2,200 を提出してください。	・既存の登録証 ※紛失の場合 ①登録証再交付申請書(様式第13(第9条)) ②手数料：徳島県収入証紙 ¥2,200 を提出してください。
手数料：徳島県収入証紙 ¥12,000	手数料：徳島県収入証紙 ¥12,000

◆ 注意

- 1 住所
【個人の場合】住民票等の住所を記入
【法人の場合】履歴事項全部証明書に記載されている住所を記入
- 2 氏名又は名称
【個人の場合】氏名を記入
【法人の場合】法人名及び代表者名を記入
- 3 営業所の名称
 営業所が2以上ある場合で欄内に書ききれない場合は、別紙に記入してください。
- 4 住民票等とは
 住民票のほか、官公署が発行した住所、氏名がわかる証明書のコピー等を提出してください。
 (例：運転免許証やマイナンバーカード表面のコピー等)
 マイナンバー(個人番号)が記載されたものは受理できませんのでご注意ください。
- 5 住民票等、履歴事項全部証明書
 原則、発行日付のあるものは申請日の6ヶ月前以降の書類を提出してください。
 運転免許証等については、有効期限内のものを提出してください。
- 6 記載を訂正した場合は訂正箇所を二重線で訂正してください。